

住民票自動交付機のご案内

芝久保公民館に住民票等自動交付機が設置されました。



設置場所	利用時間		休止日
	平日	土・日曜日、祝日	
田無庁舎 (2階ホール)	午前8時30分～午後8時	午前9時～午後5時	第2土曜日
保谷庁舎 (1階ロビー)	午前8時30分～午後8時	午前9時～午後5時	第2土曜日
保谷公民館 (西武柳沢駅南口)	午前9時～午後5時	休止	第4月曜日
ひばりが丘図書館 (ひばりが丘駅南口)	午前10時～午後5時 月曜は休み	休止	月曜日・図書館休館日
芝久保公民館 (芝久保町5～4～48)	午前9時～午後5時	休止	第4月曜日

～ いずれも、12月29日～翌年1月3日はお休み

住民票等自動交付機が、7月22日(木)から芝久保公民館(芝久保町5～4～48)に新たに設置され、市内で5か所(田無庁舎・保谷庁舎・保谷公民館・ひばりが丘図書館・芝久保公民館)になりました。住民票の写し・印鑑登録証明書が簡単な操作により短時間で取得できます。

なお、住民票等自動交付機を利用の際には、暗証番号を登録した西東京市民カード(印鑑登録証)が必要となります。西東京市民カードの交付手続きおよび暗証番号が登録されていないカードの引き替えは、随時、市民課窓口で受付を行なっています。

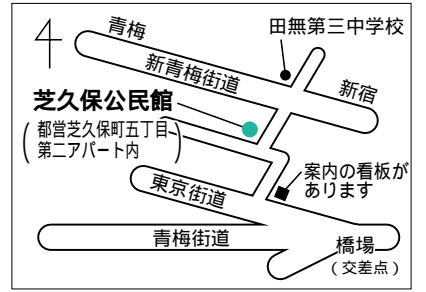
手数料 1通200円(住民票の写し、印鑑登録証明書)

稼働日時 左表のとおり

市民課(田無内線1461)



芝久保公民館に設置された住民票等自動交付機のテープカット式



と勧誘し、消費者に商品や仕事をあつせんする業者がいます。高額な契約をさせる悪質な業者がいます。

事例のように、在宅で空いている時間を利用して収入を得ようとする消費者に高額の契約をさせる悪質な業者がいます。

Q 自宅に電話があり、在宅でパソコンを使った仕事がある。仕事はたくさん紹介できるのに月に4～5万円にはなる。仕事を始めるには資格が必要だが、誰にでも簡単に取れる」と勧められ、50万円のソフトをクレジットで契約した。

ところが、なかなか資格は取れず、支払いだけが発生している。話が違っていた。解約したい。A 契約時の説明と違うことを書面で通知した結果、解約することができました。

消費生活相談Q&A
約束が違ふパソコン内職、解約できる?

事例のように、在宅で空いている時間を利用して収入を得ようとする消費者に高額の契約をさせる悪質な業者がいます。

詳しくは、消費者センターにご相談ください。

この場合、契約書面を受領した日から20日間のクーリング・オフ期間があります。20日間を過ぎた場合でも、事例のように当初の説明と違う場合は解約できることもあります。

サービスを契約させる取引を、特定商取引法で「業務提供誘引販売取引」といいます。

市役所への電話は、番号をよく確かめて、代表電話番号へおかけください。

西東京市役所代表電話 ～0424-64-1311～

市役所の電話番号によく似た番号をお持ちの方から、「間違え電話があり、困っている」というご相談を受けました。また、(0424)64の後に、市報でお知らせしている各記事の最後に掲載している各課の内線番号をつけて電話をされてしまう方もいるようです。

市役所へ電話をするときには、番号をよく確かめて、ゆっくり正確に0424-64-1311(市役所代表電話番号)とダイヤルし、市報に掲載されている内線番号は、電話交換手にご用件のある課名とあわせてお伝えください。

なお、(0424)地域から市役所へ電話するときは市外局番(0424)は必要ありませんが、(0422)地域から電話をするときは、最初に市外局番(0424)が必要となります。

広報広聴課(保内線1141)

無料市民相談

内容	日時	場所	問合せ
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	(田) (保)	田無庁舎の相談(庁舎2階市民相談室)：☎64-1311内線2115 1432 保谷庁舎の相談(庁舎1階市民相談室)：☎64-1311内線2115 1432
法律相談(予約制)	8月25日、9月2日・3日 午前9時～正午	(田)	
	9月2日は人権・身の上相談を兼ねる	(保)	
人権・身の上相談(予約制)	8月24日・26日、9月1日・7日 午後1時30分～4時30分	(保)	
	24日は女性弁護士による相談 26日は午前9時～正午で、人権・身の上相談を兼ねる	(田)	
税務相談(予約制)	9月2日 午前9時～正午	(田)	
	8月27日 午後1時～4時	(保)	
不動産相談(予約制)	8月20日、9月3日 午後1時30分～4時30分	(田)	
	8月19日、9月2日 午後1時～4時	(保)	
登記相談(予約制)	8月26日 午後1時30分～4時30分	(田)	
	9月9日 午後1時～4時	(保)	
表示登記相談(予約制)	8月19日 午後1時30分～4時30分	(田)	
	9月9日 午後1時～4時	(保)	
交通事故相談(予約制)	8月19日 午後1時30分～4時30分	(田)	
	8月25日、9月1日 午後1時～4時	(保)	
年金・労災・失業保険 人事一般相談(予約制)	8月20日 午後1時～4時	(田)	
	9月13日 午後1時30分～4時30分	(保)	
行政相談(予約制)	8月20日 午後1時～4時	(田)	
	9月2日 午後1時30分～4時30分	(保)	
行政手続き相談(予約制)	9月10日 午後1時30分～4時30分 (遺言、相続、分割協議書)	(保)	

▶予約方法 予約制の相談... 8月16日(月)から電話、または来庁にて受け付けます。一般市民相談以外の相談は予約制です。相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。
一般市民相談は、開始時間から市民相談室で受け付けます。

内容	日時	場所	問合せ
消費生活相談	月曜日～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費者センター	消費生活相談室 (☎25-4040)
	毎週月・火・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	田無庁舎消費生活相談室(市民相談室内)	(☎64-1311内線1431)
住宅増改築相談	9月3日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階ロビー 保谷庁舎1階ロビー	消費者センター (☎25-4141)
	8月18日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー 保谷庁舎1階ロビー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)
動物相談	8月18日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー 保谷庁舎1階ロビー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)
子ども家庭相談(電話・面接)	毎週火曜日～土曜日 午前9時～午後4時	コール田無3階子ども家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター(☎51-0600)相談専用電話(☎51-0808)
母子相談	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課	(☎64-1311内線2351) 事前連絡をしてください
身体障害者相談	9月8日 午後1時～3時	田無庁舎1階障害福祉課第1相談室 保谷保健福祉総合センター第2相談室	(☎64-1311内線①1561、②2348)
知的障害者相談	8月17日 午後1時～3時	田無庁舎1階障害福祉課第1相談室 保谷保健福祉総合センター第2相談室	(☎64-1311内線①1561、②2348)
教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分	保谷庁舎4階 田無庁舎5階(予約のみ)	教育相談課 (☎64-1311内線2641) 電話相談(☎25-4972)
	悩みなんでも相談(電話・面接)	月・火・木曜日午前10時～午後4時、金曜日午後4時～9時 火曜日は電話相談のみ	市民会館2階相談室 (正午～午後1時は休み) 受付時間は、相談終了時間の30分前までです。
女性相談	水曜日午後4時～9時、土曜日午前10時～午後4時	市民会館2階相談室 (正午～午後1時は休み) 受付時間は、相談終了時間の30分前までです。	からだの相談予約電話(☎50-0055) 生活文化課男女平等推進係(☎50-0055)
からだの相談(予約制)	8月21日 午後1時～3時	市民会館2階相談室 (正午～午後1時は休み) 受付時間は、相談終了時間の30分前までです。	からだの相談予約電話(☎50-0055) 生活文化課男女平等推進係(☎50-0055)
電話医療相談(西東京市医師会)	お休みです		(☎38-1100)
電話歯科相談(西東京市歯科医師会)	8月20日 午後0時30分～1時30分		(☎66-2033)